

令和2年度 週休2日制適用工事の概要

令和2年3月31日
関東地方整備局企画部
技術管理課
施工企画課

1. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

現場閉所により週休2日に取り組むもののうち、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

現場閉所により週休2日に取り組むもののうち、受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

※ただし、土木機械設備工事については(2)受注者希望方式を基本とする。

(3) 交替制モデル工事

技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む方式で、受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

2. 試行対象工事

原則全ての工事を対象に、週休2日制適用工事「発注者指定方式」または、同「受注者希望方式」のいずれかの方式で発注することとする。

ただし、現場閉所が馴染まない工事については、原則「交替制モデル工事」による発注を検討し、現場閉所・交替制いずれも困難な工事は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。

2-1. 発注者指定方式

発注者指定方式は、全ての本官工事および一部の分任官工事とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は、発注者指定方式の対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例①災害復旧工事

例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事

- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事

例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事

例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

- (5) 不調・不落が見込まれる工事

2-2. 受注者希望方式

受注者希望方式は、発注者指定方式を除く全ての工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は、対象外とする。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 現場閉所が馴染まない工事
例 災害復旧工事のうち、緊急復旧工事

2-3. 交替制モデル工事

現場閉所が馴染まない工事については、原則、交替制モデル工事の対象とする。

2-4. 除外工事

港湾空港関係および営繕工事は、本適用工事の対象外とする。

3. 週休2日の考え方（用語の定義）

①「発注指定方式」「受注者希望方式」の場合

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

※巡回パトロールは、現場閉所日の現場監視のためのパトロールを想定しており、維持工事等で実施する広範囲にわたる河川パトロールや道路パトロールは含まない。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

②「交替制モデル工事」の場合

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

技能者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技能者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※年末年始6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。

※施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

(3) 4週8休以上

対象期間内の対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

4. 工事工程表の開示

発注者は、入札公告の際に、発注者が算定した工期や関係機関との調整、住民合意等の進捗状況を工程表で表す「工事工程表の開示」を、原則全ての週休2日制適用工事に添付し、週休2日をより確実なものとするよう取り組む。

開示する工事工程表は見積参考資料であるため、請負契約上の拘束力を生じるものではない。工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

5. 余裕期間

発注者は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる「余裕期間」を積極的に設定することで、週休2日の推進を図るものとする。

6. 工期の設定

国債等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、準備・後片付け期間の見直しや工期設定支援システムの活用等により、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行う。

7. 工事工程の共有

(1) 工事工程クリティカルパスの共有

施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。（全ての工事で実施）

(2) 工期の変更

工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(3) 著しい悪天候が発生した場合の工期変更の試行

7. (2) のうち、「②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合」の協議を簡素化する試行を実施する。対象工事は、当初特記仕様書に明記する。

特記仕様書記載例

1. 本試行は、週休2日制適用工事（発注者指定方式）及び、週休2日制適用工事（受注者希望方式、交替制モデル工事）のうち、受注者が週休2日の取組を希望した工事を対象とする。
2. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうち、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、●●観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
3. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

8. 積算方法等

8-1. 発注者指定方式

当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更する。

- ・ 労 務 費 1.05 ・ 機械経費(賃料) 1.04
- ・ 共通仮設費率 1.04 ・ 現場管理費率 1.06

8-2. 受注者希望方式

当初の予定価格から4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乘じるものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて各経費の補正係数を変更し、請負代金額を変更するものとする。

また、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、補正係数を除した変更を行うものとする。

週休2日の取り組みの協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて補正係数を除した変更を行うものとする。

(1) 4週8休以上（週休2日）

- ・労務費 1.05 ・機械経費(賃料) 1.04
- ・共通仮設費率 1.04 ・現場管理費率 1.06

(2) 4週7休以上8休未満（現場閉所率25%（7/28日）以上28.5%未満）

- ・労務費 1.03 ・機械経費(賃料) 1.03
- ・共通仮設費率 1.03 ・現場管理費率 1.04

(3) 4週6休以上7休未満（現場閉所率21.4%（6/28日）以上25%未満）

- ・労務費 1.01 ・機械経費(賃料) 1.01
- ・共通仮設費率 1.02 ・現場管理費率 1.03

8-3. 交替制モデル工事

休日率の達成状況を確認後、労務費を補正し、請負代金額を変更するものとする。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、変更の対象としない。

(1) 4週8休以上（週休2日）

- ・労務費 1.05

(2) 4週7休以上8休未満（現場閉所率25%（7/28日）以上28.5%未満）

- ・労務費 1.03

(3) 4週6休以上7休未満（現場閉所率21.4%（6/28日）以上25%未満）

- ・労務費 1.01

9. 入札説明書等への明示

発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が試行対象である旨を記載する。

入札説明書記載例

【※発注者指定方式の場合】

本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事（発注者指定方式）」の試行である。

工事期間内において週休2日を確保した工事及び週休2日の確保に向けた企業の取組みが図られている工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。

また、本工事の完成時に履行実績取組証が発行された場合、今後発注される総合評価の評価項目において加点対象とする工事である。履行実績取組証は、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合、発行するものである。

詳細については、特記仕様書によるものとする。

入札説明書記載例

【※受注者希望方式の場合】

本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事（受注者希望方式）」の試行である。

工事期間内において週休2日を確保した工事及び週休2日の確保に向けた企業の取組みが図られている工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。

また、本工事は完成時に履行実績取組証が発行された場合、今後発注される総合評価の評価項目において加点対象とする工事である。履行実績取組証は、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合、発行するものである。

週休2日制に掛かる費用については、設計変更の対象とする。

詳細については、特記仕様書によるものとする。

【※交替制モデル工事の場合】

本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事（交替制モデル工事）」の試行である。

工事期間内において週休2日を確保した工事及び週休2日の確保に向けた企業の取組みが図られている工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。

また、本工事は完成時に履行実績取組証が発行された場合、今後発注される総合評価の評価項目において加点対象とする工事である。履行実績取組証は、技術者及び技能労働者の休日率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合、発行するものである。

詳細については、特記仕様書によるものとする。

【※交替制モデル工事の場合（地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について）】

本工事は、「共働仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

特記仕様書記載例

【※週休2日制適用工事（発注者指定方式）の場合】

「第〇条 週休2日制適用工事」

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事（発注者指定方式）」の試行である。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

①週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

③現場閉所

巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

④4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

②官公庁の休日の場合

工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

工事途中においても、監督職員等より、「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合には、その求めに応じるものとする。

4. 受注者は、週休2日制適用工事である旨を明示（工事看板等）する。

5. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

6. 工事期間内において週休2日を確保した工事及び週休2日の確保に向けた企業の取組みが図られている工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。なお、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

7. 週休2日制に掛かる費用については、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更する。

【※週休2日制適用工事（受注者希望方式）の場合】

「第〇条 週休2日制適用工事」

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事（受注者希望方式）」の試行である。

受注者は、週休2日を希望する場合は、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を協議するものとする。週休2日を希望しない場合は、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組まない旨を通知するものとする。なお、週休2日を希望しない場合、第3項から第5項までに規定する項目は対象外とする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

①週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

③現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

④4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

②官公庁の休日の場合

工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

工事途中においても、監督職員等より、「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合には、その求めに応じるものとする。

4. 受注者は、週休2日制適用工事である旨を明示（工事看板等）する。

5. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

6. 工事期間内において週休2日を確保した工事及び週休2日の確保に向けた企業の取組みが図られている工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。なお、週休2日を確保できなかった場合の工事成績の減点は行わない。

7. 週休2日制に掛かる費用については、当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、現場閉所の達成状況に応じて各経費の補正係数を変更し、請負代金額を変更するものとする。また、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、補正係数を除した変更を行うものとする。

週休2日の取り組みの協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて補正係数を除した変更を行うものとする。

【※週休2日制適用工事（受注者希望方式）の精算変更時の場合】

7. 週休2日制に掛かる費用については、【※1〇〇】の補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じるものとする。

【※1 4週8休以上、4週7休以上4週8休未満、4週6休以上4週7休未満のうち当該工事の現場閉所状況を選択する。】

【※週休2日制適用工事（交替制モデル工事）の場合】

「第〇条 週休2日制適用工事」

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日制適用工事（交替制モデル工事）」の試行である。
受注者は、週休2日を希望する場合は、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を協議するものとする。週休2日を希望しない場合は、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組まない旨を通知するものとする。なお、週休2日を希望しない場合、第3項から第5項までに規定する項目は対象外とする。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。
 - ①週休2日
対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。
 - ②対象期間
工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
※年末年始6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。
 - ③4週8休以上
対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
3. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等
本取組を希望した受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。
4. 工事着手後、上記3.の施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとする。
5. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
工事途中においても、監督職員等より、「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合には、その求めに応じるものとする。
6. 受注者は、週休2日制適用工事である旨を明示（工事看板等）する。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 工事期間内において週休2日を確保した工事及び週休2日の確保に向けた企業の取組みが図られている工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。なお、週休2日を確保できなかった場合の工事成績の減点は行わない。
9. 週休2日制に掛かる費用については、当初においては計上していないが、技術者及び技能労働者の休日率の達成状況を確認後、達成状況に応じた補正係数を労務費に乗じる設計変更を行うものとする。

【※週休2日制適用工事（交替制モデル工事）の精算変更時の場合】

8. 週休2日制に掛かる費用については、【※1〇〇】の補正係数を労務費に乗じるものとする。

【※1 4週8休以上、4週7休以上4週8休未満、4週6休以上4週7休未満のうち当該工事の技術者及び技能労働者の休日率を選択する。】

【※週休2日制適用工事（交替制モデル工事）の場合】

「第〇条 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について」

1. 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2. 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

3. 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

4. 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

5. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

6. 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

7. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

8. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

10. 週休2日確保の確認方法

10-1. 発注者指定方式、受注者希望方式

- (1) 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。
 - ①週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
 - ②官公庁の休日の場合
- (2) 受注者は、工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、降雨・降雪等における予定外の現場閉所についても、休日を含めることに留意すること。

10-2. 交替制モデル工事

- (1) 交替制モデル工事の取組を希望した受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。
(休日確保状況の確認例：毎月、打合せ簿で対象となる技術者及び技能労働者の出勤状況がわかる一覧表と休日が証明できる書類を提出する等)
- (2) 試行工事着手後は施工計画書に基づき、休日確保状況を確認するものとする。
- (3) 受注者は、工事完了後に、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、降雨・降雪等における予定外の休日についても、休日を含めることに留意すること。

11. 成績評定

11-1. 発注者指定方式、受注者希望方式

- (1) 発注者指定方式、受注者希望方式ともに、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績の加点評価を行う。
- (2) 発注者指定方式では、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
- (3) 受注者希望方式では、週休2日を実施できなかった場合の工事成績の減点は行わない。
- (4) 評価の考え方の詳細については、「働き方改革及び週休2日に係る工事成績評定の取扱いについて」（平成30年4月6日付け国技建管第1号）による。

11-2. 交替制モデル工事

- (1) 交替制モデル工事については、上記11-1.の「受注者希望方式」を「交替制モデル工事」に、「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替えるものとする。

1.2. 履行実績取組証の発行

関東地整独自のインセンティブ付与として、試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

(1) 取組証の発行基準は以下のとおり。

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上を達成した場合。

(2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

(3) 取組証のひな形は別添1のとおり

(4) その他

①平成30年8月以降に発行された「週休2日制モデル工事における履行実績取組証」については、「週休2日制適用工事における履行実績取組証」と同等のものと見なすものとする。

②平成31年3月31日以前の「週休2日制モデル工事」において4週6休以上を達成した工事についても、平成31年4月1日以降に「取組証」を発行する場合は、別添-3を用いることとする。

③交替制モデル工事の場合は「現場閉所率」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替えるものとする。

1.3. アンケートおよび広報

(1) 受注者は、当該試行工事にあたりアンケート調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。

(2) 工事現場において、モデル工事である旨を明示（工事看板等）する。

1.4. 総合評価による評価

取組証を取得した企業に対し、その後の発注工事の総合評価で加点評価する。

(1) 対象工事

週休2日制適用工事にて発注する工事では、原則評価項目として設定する。

(2) 本発注工事の工事種別

全ての工事種別

(3) 評価対象工事種別

全ての工事種別

(4) 評価対象機関

関東地方整備局（港湾空港関係および営繕工事を除く）

(5) 適用開始日

平成31年8月1日以降に公告する工事

(6) 取組証の評価有効期間

・発行日から1年間有効。

・添付された「週休2日制適用工事における履行実績取組証」の写しに記載された通知日から審査基準日までの期間が1年を超えている場合は評価しない。

(7) 加点評価方法

「企業の技術力（自由設定項目）」内の、「週休2日制適用工事の施工実績」で、「取組証あり（4週8休(28.5%)以上）」の場合、2点加点する。「取組証あり（4週6休(21.4%)以上4週8休(28.5%)未満）」の場合、1点加点する。

※総合評価による評価の詳細については、「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン（平成30年度版）」（国土交通省関東地方整備局 平成30年8月）による。

附則

本概要は、令和2年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

以上

国関整 第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

殿

国土交通省関東地方整備局長

〇〇〇〇 印

または

国土交通省関東地方整備局

〇〇事務所長

〇〇〇〇 印

週休2日制適用工事における履行実績取組証(通知)

貴社が受注しました下記工事について、週休2日の取組状況を確認した結果、履行実績取組証の発行基準を満たしていることを確認しましたので、履行実績取組証(本紙)を通知します。

記

- 1 工 事 名 〇〇〇〇工事
- 2 工 期 平成〇〇年 〇月〇〇日～平成〇〇年 〇月〇〇日
- 3 取 組 結 果 【注1 〇〇】を達成(カッコ書は現場閉所率)

【平成31年3月31日以前の「週休2日制モデル工事」において4週6休以上を達成した工事の場合、下記※を記載することとする。】

※平成31年3月31日以前の「週休2日制モデル工事」において4週6休以上を達成した工事については、本書式に替えるものとします。

以上

【注1 4週8休(28.5%)以上、4週7休(25.0%)以上4週8休(28.5%)未満、4週6休(21.4%)以上4週7休(25.0%)未満のうち当該工事の現場閉所状況(なお、交替制モデル工事の場合は、「現場閉所率」を「技術者及び技能労働者の休日率」に読み替える)を選択する。】